

# 入札公告

京都府公立大学法人会計規則（以下「規則」という。）第 32 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 2 月 14 日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名及び数量

令和 5 年度学内 LAN 等運用管理業務一式

### (2) 委託業務の内容等

業務仕様書のとおり

### (3) 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### (4) 履行場所

京都府立大学（京都市左京区下鴨半木町 1-5）及び  
京都府立京都学・歴彩館（京都市左京区下鴨半木町 1-29）

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5 教養教育共同化施設内  
京都府立大学事務局企画・地域連携課  
電話番号（075）703-5147

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間 令和 5 年 2 月 14 日（火）から令和 5 年 3 月 1 日（水）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）における午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。ただし、3 月 1 日（水）については、午後 3 時 30 分までとする。

イ 入手方法 アの期間に（1）の窓口において交付する。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

(7) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者または暴力団員がその経営に参与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は参与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及びア(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- イ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む）

(3) 京都府の「令和4・5・6年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

(4) 4の(1)に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 直近2営業年度以内に、この公告に示した業務又はこれと同等の業務について、受託実績を有する者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び提案書に必要な書類を添付して次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提案書については、その他有用と思われる資料の提出を要求する。提案書及びその他有用と思われる資料については日本語で作成すること。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、提案書の照会については書面で行うこと。

##### (1) 入札書、確認申請書及び提案書の提出方法

- |        |   |
|--------|---|
| ア 提出期限 | 令和5年3月1日（水）午後3時30分まで                      |
| イ 提出場所 | 京都府立大学事務局企画・地域連携課                         |
| ウ 提出方法 | 持参によることとし、郵送又は電送による提出は認めない。               |
| エ 提出部数 | 入札書及び確認申請書 1部ずつ<br>提案書及びその他有用と思われる資料 6部ずつ |

##### (2) 提案書の内容

提案書には、次の項目について具体的に記載するものとし、また、本要求仕様書中に記述した各要求項目についての対応状況を明確に記述すること。

###### ア 会社プロフィール

- (ア) 名称、代表者氏名、創立、資本金、組織概要、所在地、電話番号、FAX番号、E-mail
- (イ) 2年間の事業別売上高及び5年間の売上高の推移
- (ウ) 現在の従業員数と技術者の経歴・資格等
- (エ) 国公立大学における現在までの代表的な契約実例または大学以外の代表的なユーザーにおけるネットワーク関係契約実例（別途入札手続きで提出の受託実績書に記載のものから1件程度）

## イ 提案の内容

(ア) 大学教育・研究環境を支えるための情報システムに対する基本的な考え

(イ) 本学のシステム保守・管理への取り組み方針

注：保守及び管理（ネットワーク、クライアント、利用者補助等）に関する項目については必ず体系的に記載すること。

(ロ) 保守・管理に関する具体的、技術的な提案

(ハ) 保守・管理委託を受託した場合の保守・管理体制及び技術者の構成

(ニ) 個人情報保護に対する考え

※一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会の指定機関によるプライバシーマークの認定を受けている場合は、プライバシーマーク使用許諾証の写しを提出すること。また、これと同等以上の公的な資格を有している場合、本件を受託する組織においてプライバシーマーク相当の個人情報保護マネジメントシステムを確立している場合は、それらを確認できる書面を提出すること。ただし、上記の内容については入札時点のものであること。

## (3) 提案の審査

本仕様書に規定される要件は必要とされる最低限の要求要件を示しており、入札者からの提案内容がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

提案内容が要求要件を満たしているか否かの判定は、本学の全学情報システム運営委員会の委員から選抜された審査委員による審査委員会において、提案書その他の本仕様書で求める提出資料及び本学からの補足質問への回答内容を審査して行う。

## (4) 一般競争入札参加資格確認及び提案書の審査結果の通知

ア 入札参加資格の確認及び提案書の審査結果については、別途通知する。

イ 提案書の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めない。

## 5 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

### (1) 質問方法

ア 所定の質疑書により、京都府立大学事務局企画・地域連携課宛に、原則電子メール（宛先：kikaku@kpu.ac.jp）により提出すること。なお、電子メールによる提出の場合、メール件名を「令和5年度学内LAN等運用管理業務一式に関する質問」とすること。また、メール送信後は2(1)に記載の連絡先に電話での到達確認を行うこと。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

### (2) 受付期限

令和5年2月17日（金）午後4時30分まで

なお、上に示す期限を越えて提出された質疑書は一切受け付けない。

### (3) 回答

令和5年2月22日（水）午後5時までに、原則電子メールにより回答する。

## 6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和5年3月15日(水)午前10時30分
- イ 場所 京都府立大学稲盛記念会館2階 会議室

(2) 入札の方法

- ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 入札回数は2回までとする。ただし、1回目の入札においての入札辞退者及び無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
- ウ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- エ 入札者は、その提出した入札書の書換、引換、変更、取消又は撤回をすることができない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「令和5年度学内LAN等運用管理業務」の総額(月額12ヶ月分の合計額)とする。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額とする)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる資格のない者のした入札
- イ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札
- オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他不正行為をしたもの又はその疑いのある者のした入札
- カ 4に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- ク 指名、印鑑又は重要な文字が離脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札
- ケ 再度入札時において、前回の入札の最低の入札価格以上の価格でした入札

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることができる。

(6) 落札者の決定方法

規則第34条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本件入札に係る落札者の決定は、令和5年度予算の京都府公立大学法人理事会においての承認を条件とし、令和5年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否  
要する。

7 入札保証金  
免除する。

8 契約保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 その他

- (1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (2) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (5) 令和5年度予算が京都府公立大学法人理事会において議決されない場合は、本件入札は無効とする。